# 山梨県副業・兼業人材活用支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　知事は、副業・兼業によるプロフェッショナル人材の利用を推進するため、山梨県内の事業者が副業・兼業によるプロフェッショナル人材と業務委託契約その他の契約を締結する際、有料職業紹介事業者に支払う経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和３８年山梨県規則第２５号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

（１）山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点　山梨県がプロフェッショナル人材戦略拠点設置事業費により公益財団法人やまなし産業支援機構に委託し設置した拠点をいう。

（２）プロフェッショナル人材　新たな商品開発・サービスの開発、その販路の開拓や個々の製品・サービスの生産性向上等、具体的な取り組みを通じて、企業の成長戦略の実現に不可欠な人材をいう。

（３）副業・兼業　山梨県外の事業所で勤務し、又は事業を実施する者が補助事業者において業務委託契約等に基づき、経営戦略の立案や経営課題の解決等の業務に従事することをいう。

（４）人材紹介手数料　補助事業者が山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点の人材紹介事業者として登録を受けた有料職業紹介事業者に支払う職業紹介に係る手数料をいう。

（補助事業者）

第３条　この事業の補助事業者は、山梨県内に事業所を有する事業者であり、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。

（１）山梨県プロフェッショナル人材戦略拠点による支援を受け、プロフェッショナル人材を副業・兼業により活用した事業者であること。

（２）宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者でないこと。

（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第５項の規定に該当する営業を行う事業者でないこと。また、これらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。

（４）山梨県暴力団排除条例（平成２２年山梨県条例第３５号）第２条第１号に規定する暴力団でないこと及び法人においては役員が、個人事業者においては事業者が同条第２号に規定する暴力団員でないこと。

（５）活用するプロフェッショナル人材が事業者又は事業者の取締役の３親等以内の親族

でないこと。
（６）必要な書類の提出や実地調査への協力その他の補助金の交付に係る審査に協力すること。

（補助対象経費等）
第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率等は別表のとおりとする。ただし、補助対象経費に対し、国又は他の地方公共団体から過去に補助金、助成金等の交付を受けている又は将来交付を受けることが確定している場合は、この補助金の交付の対象としないものとする。

（補助金交付申請書及び添付書類の様式、提出期限）
第５条　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、プロフェッショナル人材との業務委託等の契約締結後１４日以内に、補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（交付決定の通知）
第６条　知事は、第５条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第２号）を補助事業者に送付するものとする。
２　知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

（補助金の交付の条件）
第７条　補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
（１）補助事業の内容の変更をしようとするときは、補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第３号）に必要な書類を添付して知事に提出し、承認を受けること。ただし、補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
（２）補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
（３）補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（交付決定の取消等）
第８条　知事は、第７条第２号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第６条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができ

る。

（１）補助事業者が法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（２）補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

（３）補助事業者が交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（４）補助事業者が暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

２　知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

３　知事は、前項の返還を命ずる場合には、第１項第３号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利１０．９５パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

（補助事業の実績報告）

第９条　補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日又は交付決定をした年度の２月末日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第４号）に必要な書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１０条　知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地検査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第５号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付方法）

第１１条　補助金は、精算払とする。

（指示及び検査）

第１２条　知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（書類の保管）

第１３条　補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しておかなければならない。

（その他）
第１４条　事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか知事が別に定めるものとする。

附　則

この要綱は、令和５年７月２６日から施行する。

別表　補助対象経費等

| | |
|---|---|
| 補助対象経費 | 補助事業者が副業・兼業によりプロフェッショナル人材を活用する際に支払う人材紹介手数料。なお、消費税額及び地方消費税額は含まないものとする。 |
| 補助率及び補助限度額 | 補助率は補助対象経費の１ヶ月相当額の２分の１（千円未満切り捨て）とする。ただし、１ヶ月相当額２万円、最大２ヶ月相当分を上限とする。 |
| 補助対象期間 | 交付決定日以降を補助対象期間とする。 |
| 補助の要件 | 毎年度１事業者につき１人を限度とする。 |